

平成 29 年第 5 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 29 年 5 月 18 日 (木)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 29 年 5 月 18 日 (木) 午後 2 時 00 分	
	閉 会	平成 29 年 5 月 18 日 (木) 午後 3 時 15 分	
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・河野義文・正山幸夫・池野博文	
	欠席委員	清胤祐子	
職務により会議に出席した者	生涯学習課長	栗栖浩司	
	学校教育課長	長尾航治	
	主幹	沖本直樹	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 24 号	安芸太田町教育委員会決裁規定の一部を改正する訓令について	原案可決
	議案第 25 号	安芸太田町英語検定料補助金交付要綱について	原案可決
	議案第 26 号	安芸太田町学校運営協議会設置運営要綱の一部を改正する訓令について	原案可決
報告協議事項	1 6・7月の行事予定について(生涯学習課) 2 協調学習の取組について 3 平成 29 年度人事異動の概要について 4 広島県西部教育事務所芸北支所の取組について 5 教員採用試験について 6 学校訪問について 7 夏季一斉閉庁について		

【 議 事 録 】

日程第 1、開会

(午後 2 時 00 分開会)

教育長)

大変良い天気が続きますして夏に近い気候になっておりますが、寒暖の差もあり体調を整えるのに難しい季節ではないかと思ひます。

すでに今月には学校・地域の行事、各種団体の総会行事等が毎日のように続いております。もう少しそういう状況が続くであろうかと思ひます。今日は清胤委員が急遽欠席ということですがよろしくお祈りします。

日程第 2、教育長報告

教育長)

私からの報告をさせていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。

①加計高校を育てる会を 4 月下旬にスタートいたしました。今年度は多額の予算を組んでいただいておりますのでしっかりと活動していただきたいと思ひます。また、昨年度十分でなかった中高連携をしっかりとやっていきたいと思ひます。

②は来年度以降の校長・教頭の候補者を育成するための研修会です。山県郡として 4 月 29 日に第 1 回目を行いました。6 月には安芸高田市と合同の研修会も予定しています。

③は写真を載せておりますのでご覧ください。今年で 5 回目になります広島フラワーフェスティバルのパレードに神楽よさこいが出演しました。加計中の 18 名の生徒が先生と一緒に出ました。大変好評で、注目をしていただいたところです。中学生が特別賞のメダルを首にかけていただくことができたことも良かったと思ひます。

⑤の町内中学校の運動会についてはよくがんばっていたように思ひます。

⑥は大阪市内で「新しい学びプロジェクト」の会議がありました。東京大学と連携して協調学習の実践研究を行っていますが全国 26 団体の代表に集まっただき総会を行いました。会場は大阪の清風中・高等学校でした。有名人やスポーツ選手が多く出ている生徒数 3 千人の中高一貫の男子校です。

今後の予定ですが、明日 19 日に県全体としての教育長会総会が行われます。

25 日には広島県が東京オリンピックに向けて事前キャンプで誘致活動をしているメキシコチームの関係者を招いての顔合わせ会があります。

本町がアピールできるのは筒賀ライフル射撃場ですので、これをぜひ活用してもらってオリンピックで少しでも安芸太田町の名前が出ればと思ひます。

30 日には県の教育委員会連合会総会があります。

31 日には県教委から参加が参りまして町内の学校を見てもらう機会があります。

6 月 5 日に山県郡地教連の会があり、9 日から町議会 6 月定例会が始まる予定です。

次に教職員の勤務時間についてですが、テレビや新聞での報道にもありましたように国の調査で時間外勤務が非常に多いことが問題になっています。教職員の日々の健康を守るという点からも次のことを取り組んでいきたいと思ひます。

生徒、職員を含めて部活動休養日、定時一斉退庁日を設定し意識付けを図ること、とりにくい状況ではありますが年次有給休暇を使って家族のためにも、自分のためにも健康を保持することを進めていきたいと思ひます。

後で事務局から説明あると思ひますが、夏休みのお盆の期間中に学校としての施設を閉庁することについてご意見をいただきたいと思ひます。このことは県立学校も現在議論をしている

ところでは。

4の服務規律の徹底ですが、4月に人事異動で転勤してきた職員によくよくお願いをしていたのですが、一時停止違反で検挙されるということがありました。停止しているところへ後ろから追突されるという防げないものもありますが、交通事故防止について改めて指導してまいります。私からの報告は以上です。

何か質問がございますか。

(なし)

日程第3、議事

教育長)

それでは議事に入らせていただきます。本日の議事はお手元にあるとおりですが、公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(なし)

それでは議案第24号安芸太田町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

(議案を読み上げる。)

教育長)

前回の総合教育会議でもご意見をいただきましたが、何かご質問がありますか。

(なし)

教育長)

では採決を行います。議案第24号安芸太田町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。したがって安芸太田町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令については可決いたしました。

次に議案第25号英語検定料補助金交付要綱について事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

(議案を読み上げる。)

学校を通して保護者から申請をしていただき、学校でまとめて支払いをする流れとしたいと思います。保護者が検定料を支払った後で保護者に補助金を交付する市町もありますが、生徒・学校が現金を扱うことを減らすためでございます。

教育長)

議案第25号英語検定料補助金交付要綱について質問等ございませんか。

河野委員)

この要綱は今までもあったものですか。

沖本主幹)

今回新しく作りました。

河野委員)

これまでの検定での申込みの手続きはどのようになっていたのですか。

沖本主幹)

受検を希望する生徒が検定料を現金で学校に持参し、それを英語科の教諭が学校でまとめて申込み時に振り込んでいました。

河野委員)

昨年度はどのぐらいの生徒が受検しましたか。

沖本主幹)

はっきりした数字はわかりませんが、半数近くの生徒が受検していると思います。自信のない生徒は不合格の場合に受験料が無駄になってしまうという思いから受検を控えることがありましたが、この制度でそのような心配をせずに受検ができるようになると思います。

河野委員)

英語力向上が目的であると思いますが、この補助が向上につながると考えてよいですか。

沖本主幹)

単に受検させるだけではなく生徒への意欲付けや受検対策の指導等もしっかりしていきます。そして、生徒にがんばった、できたという実感を持たせたいと思います。また、資格をもつことで英語力への自信がさらに高まり、今後の進路に生かしていけるのではないかと思います。

池野委員)

試験会場は各学校になるのでしょうか。また、高校入試に関係するのでしょうか。

沖本主幹)

学校で受検をします。これは高校受験の際にいわゆる「内申書」の資格等の欄に記載することができます。

学校教育課長)

準2級からは、校外の試験会場で受験することになります。

教育長)

小学生のうちに高い級を取得する児童もいますが、中学生であれば5級から始めて卒業までに3級を取得できればと思います。国としても3級を5割以上の中学生に取得してほしいとしています。現在は3割程度ということです。

こういう制度について県内の他市町の状況がわかれば教えてください。

学校教育課長)

神石高原町が早くから取り組まれています、合格者に限って補助をされています。あと2～3市町が100%ではないのですが補助をされています。年1回ではありますが、本町は希望するすべての中学生に全額を補助することとしております。きちんとした要綱を作成し活用してまいりたいと思いますのでご審議をよろしく申し上げます。

教育長)

それでは採決に入ります。議案第25号英語検定料補助金交付要綱について原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成多数で、議案第25号英語検定料補助金交付要綱については可決いたしました。

続いて議案第26号安芸太田町学校運営協議会設置運営要綱の一部を改正する訓令について事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

(議案を読み上げ変更点を説明する。)

教育長)

議案の内容について質疑をお受けしたいと思いますが何かございますか。

河野委員)

学校の運営に資する活動とありますがどのような活動が該当しますか。

沖本主幹)

以前は学識経験者、関係行政機関の職員という方が明記されておりました。それに変わる位置づけとなります。法律では地域の方に学校教育についてご意見をいただくということをもう一步進めまして学校の運営と一緒にやっていくことを意図しております。本町では、登下校の見守りをされていたり、学校緑化活動をされていたり、学校に対して支援が協力をしてくださる方がおられます。「学校の運営」ということで、はっきりここまでという区別をすることは難しいと思っておりますが、学校の教育活動を支援して下さっている方に入っていたいただきたいと思っております。

正山委員)

メンバーはこのような方と示してありますが、それぞれの方に1名以上入っていただくということですか。

沖本主幹)

該当が重なる場合もあると思っております。校区内の方であれば地域住民に該当しますので誰がどの区分であるのか1つに限ることではありません。今後は、校区外や町外にお住まいの方でも学校運営に資する活動をしていただいているということが入っていただく場合もあろうかと思っております。

教育長)

今回すべての学校への設置が努力義務となりました。加計小と加計中は校区が同一で、安芸太田中学校区は戸河内・筒賀地域の3小学校と校区が重なっておりますので、これで町内全域をカバーする形で学校運営協議会が設置されることになります。将来的に、小・中の関係者が入ることになれば東西のこの2つの協議会で町内を網羅することができます。このことについては、今後また相談させていただきます。

それでは採決をさせていただきます。

議案第26号安芸太田町学校運営協議会設置運営要項の一部を改正する訓令について原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。したがって議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第4、報告協議

教育長)

次に日程第4の報告協議に入ります。6・7月の行事予定について生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長)

(資料2ページにより説明する。)

教育長)

何かご質問がございますか。

(なし)

それでは2の協調学習の取組についてお願いします。

沖本主幹)

(資料1をもとに今年度のスケジュール・取組方針について説明する。)

教育長)

萩原主幹は先日、せらにし小学校に行き、その日初めて出会った児童に協調学習の指導を行いました。全国的にもそういう指導のできる人材は少ないのですが、本町では安芸太田中の原田教諭、加計中の岡崎教諭、加計小の清住教諭がマイスターに登録されています。これまで青森に行ったりしていますが、その学校の児童生徒は初めての先生であってもびっくりするほどきちんと協調学習に取り組むことができると聞いています。何かご質問がございますか。

(なし)

それでは3の人事異動の概要についてお願いします。

沖本主幹)

(資料3ページにより平成29年度の定期人事異動について説明する。)

教育長)

本町の学校統合で、筒賀中、戸河内中から安芸太田中への異動も含まれていますのでほぼ例年並みだと思います。ご質問はよろしいですか。

それでは広島県西部教育事務所の取組について説明をお願いします。

沖本主幹)

(資料6ページにより説明する。)

教育長)

何かご質問等ございますか。

(なし)

よろしいですか。

それでは教員採用候補者選考試験についてお願いします。

沖本主幹)

(資料8ページにより説明する。)

教育長)

何かご質問等ございますか。

(なし)

よろしいですか。

それでは学校訪問についてお願いします。

沖本主幹)

(資料10ページの日程で調整する。)

教育長)

全員が揃わなくてもこの日程で実施させていただくということでよろしくをお願いします。次に夏季一斉閉庁について説明をお願いします。

沖本主幹)

(資料11ページにより説明する。)

教育長)

今年は8月14日から16日までの3日間です。これまでお盆の期間は休暇をとる職員が多く、小規模校では勤務者が1人になることがありました。女性職員が1人で勤務するということもなくすためにも県立学校に揃えて閉庁としたいと思いますがいかがでしょうか。

河野委員)

特別休暇となるのでしょうか。

沖本主幹)

教職員には年次有給休暇のほかに夏季休暇3日、夏季厚生計画2日を7月から9月までの間で取得するように指導しております。特に校長・教頭は出張等もありなかなか取得が難しい状況となっています。この休暇等を3日間の閉庁期間で取得できればと思います。

河野委員)

このような夏季休暇等は公務員一般が取得できる制度なのでしょうか。

学校教育課長)

県の職員は同様です。安芸太田町の職員は夏季休暇3日だけです。

教育長)

このことは町民の方にもご理解をいただいておかないといけませんので町の広報等でもお知らせしたいと思います。

河野委員)

今までに「学校の先生は夏休み期間中みんな休みなのか。」という声を聞いたことがあります。町民の誤解を受けることのないようによろしくお願いします。

教育長)

十数年前は遅くまで仕事をしているから少し遅めに出勤をするということがありましたが、今はそのようなことはなく、平常どおり勤務時間開始から終了時刻まで勤めています。年休を取得して休むということを徹底しておりますので夏休み期間中だから勤務時間があいまいになるということはありません。

河野委員)

部活休養日については、中学校で決められたのですか。町教委から指示があったのですか。

沖本主幹)

平日週1回の部活休養日については、県教委の方針と県立学校の取組をもとに町教委が指示をし、各学校が決定されました。曜日については2校が話をされることはあったと思いますがそれぞれで水曜日に決定されました。以前は水曜日を研修日として職員研修や会議をしておりました。その日は職員がつかない状態で部活動をしておりましたが、安全面や生徒指導等から加計中学校では研修日をなくしておりました。水曜日を部活休養日とすることでそういった研修や会議を勤務時間内で行うことができるようになりました。

河野委員)

学校によっては朝練習をやったり、遅い時間まで練習したりというところがあると聞いていました。加計中学校がそこまで長時間の練習をしているわけではなく、土日はともかく平日まで休養日を設けなければいけない状況なのかと思っていましたが事情を聞いて納得できました。

教育長)

教職員の中にも部活に大変熱心で、子供たちを勝たせてやりたいという思いで、毎日でもやりたいという職員がいます。一方で野球の「や」の字も知らないというような職員が顧問になっているという状況がかなりの割合になっています。そういう中で負担感を感じている職員も

います。

また、生徒も昔は自由参加であった部活動がほぼ全員が所属しなければいけないという状況の中で、中山間地の学校ではもっとやらせたいという声も聞きます。全国的に統一した形で進めるとするのは難しいというのが現実です。

社会体育ではスポーツクラブに所属し学校の部活動が無視してやっている生徒もいますし、学校週5日制になったときに地域に受け皿ができるかと期待しましたがそのまま今に続いています。土日についてはどちらか1日は休むように指導しています。練習試合も適度に行っていたかかないといけないと思います。

河野委員)

学校週5日制は土曜日を休みにすることでゆとりをもたせるという意味もあったのですが、時代の流れでまた元に戻るということもどうなのかと思っています。

教育長)

土曜学習日とか、土曜授業といった風潮も出てきています。私も、県としても日ごろの月曜日から金曜日までの授業を他のことにまわさずにきちんとやることが大事と思っておりますので県内ではこのような取組はあまり進んでいません。他県では授業時数確保や英語科の小学校導入のために土曜日に授業をすることを考えているところがあるようですが、何のための学校週5日制だったのか、戻りつつあるので整理する必要があると思います。

他に何かご質問等ございますか。

(なし)

以上で報告・協議を終わります。
事務局から次回の日程調整をお願いします。

(日程調整を行う。)

以上で第5回の教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

(午後3時15分 閉会)